News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

平成 28 年 4 月 28 日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会

特別供給条件の認可に関する意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた特別供給条件の認可申請のうち、4件の申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことについて以下のとおり意見を回答しましたのでお知らせいたします。

平成 28 年熊本県熊本地方の地震により、熊本県等において多数の被害が生じたため、熊本県内全域（45 市町村）に対し、災害救助法の適用が決定されました。

西部瓦斯株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の 4 社は、ガス事業法第 20 条ただし書の規定に基づき、地震により被災された方が被災した場所から移転をし、その移転先で各社からガスの供給を受ける場合には、ガス料金の支払期限を延長するという特別措置を実施するため、平成 28 年 4 月 28 日に 4 社から認可申請がありました。

これを受け、平成 28 年 4 月 28 日に経済産業大臣から特別措置（別紙参照）の認可を行うことについてガス事業法第 47 条の 6 第 1 項第 3 号の規定に基づき、委員長に対し意見の求めがありましたので、当委員会において審査を行ったところ、経済産業大臣に対し、需要家に対し、当該特別措置の内容を周知するなどの今般の申請の趣旨を踏まえた配慮を行う旨伝えるとともに当該認可を行うことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　新川
担当者：皆川、吉野
電　話：03-3501-1511（内線　4381～4）
03-3501-1552（直通）

（別紙）

ガス事業についての特別措置の概要

熊本県熊本地方の地震により被災された方が被災した場所から移転をし、その移転先で以下のガス会社からガスの供給を受ける場合に、需要家から以下の項目について申出があった場合、以下の措置を適用する。

①西部瓦斯株式会社（法人番号：6290001014048）
・支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）
　災害救助法が適用された地域において被災した方が、西部瓦斯株式会社の供給区域内の需要場所において新たに需給契約を締結した需要家に対し、平成28年4月検針分、5月検針分及び6月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1か月間延長する。

②東京瓦斯株式会社（法人番号：6010401020516）
・支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）
　災害救助法が適用された地域において被災した方が、東京瓦斯株式会社の供給区域内の需要場所において新たに需給契約を締結した需要家に対し、平成28年4月検針分及び5月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1か月間延長する。

③大阪瓦斯株式会社（法人番号：3120001077601）
・支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）
　災害救助法が適用された地域において被災した方が、大阪瓦斯株式会社の供給区域内の需要場所において新たに需給契約を締結した需要家に対し、平成28年4月検針分及び5月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1か月間延長する。

④東邦瓦斯株式会社（法人番号：2180001022387）
・支払期限の延長（満了日は検針区ごとに相違）
　災害救助法が適用された地域において被災した方が、東邦瓦斯株式会社の供給区域内の需要場所において新たに需給契約を締結した需要家に対し、平成28年4月検針分及び5月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1か月間延長する。